

償却資産（固定資産税）申告の手引き

知 立 市

提 出 先
(問合せ先)

〒472-8666

知立市広見三丁目1番地

知立市役所 総務部 税務課 資産税係

電話(0566)95-0148(直)

(0566)83-1111(代) 内線136

平素は市税業務に対しまして、格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋、償却資産があり、このうち償却資産については、毎年1月1日現在の状況(資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数等)を、資産の所在する市町村長に申告するよう定められています。(地方税法第383条)

つきましては、この手引きを参考に必要事項を記入のうえ、必ず期限内に提出くださるようお願い申し上げます。

目 次

I	償却資産の申告について	
	1. 申告していただく方	1
	2. 申告方法	1
	3. 提出書類	1
II	償却資産のあらまし	
	1. 償却資産とは	2
	2. 申告の対象となる資産について	3
	3. 特例適用資産等	4
	4. 固定資産税(償却資産)の賦課期日と事業年度の関係について	4
	5. 国税と固定資産税における取扱いの相違点	5
	6. 貸付資産(リース資産)と納税義務者	5
III	償却資産の評価と課税	
	1. 評価額の算出	6
	2. 税額の決定	6
	3. 免税点	7
	4. 課税台帳の閲覧	7
	5. 納期	7
	〔その他の資料〕	
	・ 償却資産とその耐用年数	8
	・ 建物附属設備における家屋と償却資産の取扱い区分	9
	償却資産申告書の記入例	10
	種類別明細書の記入例	12

I 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を経営されている方、駐車場や住宅・店舗などを貸付けている方など）のうち、その事業に用いることができる土地や家屋以外の事業用資産（これを償却資産といいます）をお持ちの方は、1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

※申告の対象となる資産については、2～3ページをご覧ください。

2. 申告方法

(1) 前年度申告された場合

前年1月2日から本年1月1日までの間に、増加または減少した全資産を申告してください。

なお、前年中に資産の増減がない場合、廃業・解散・休業・移転等の場合及び前年度免税点未満で課税されていない場合でも、申告は必要です。その場合は、申告書の備考欄にその旨を記入してください。

(2) 新たに申告される場合

本年1月1日現在、所有されている全資産のうち、知立市内にあるものを申告してください。なお、該当資産のない場合も申告してください。

申告をされない場合、または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合は、過料を科されたり（地方税法第386条）、延滞金を加えて不足額を追徴されることがあります。（同法第368条）

また虚偽の申告をされた場合は、懲役または罰金に処せられることがあります。（同法第385条）

3. 提出書類（※下記の提出書類が不足した場合は、税務課資産税係までご請求ください。）

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）・・・10、11 ページ参照

郵送で申告される方で、〔控用〕に受付印を希望される方は、返信用切手及び返信用封筒を同封してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・12、13 ページ参照

前年度申告された方は、前年1月1日現在の全資産が一品ごとに印字してあります。前年1月2日から本年1月1日までの間に、増減した資産がない場合でもこの明細書を提出してください。

(3) 償却資産課税標準特例適用等・・・4 ページ、別添一覧表参照

特例適用資産を取得した場合は、関係書類を添付のうえ提出してください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために使用することができる有形固定資産をいいます。ただし、以下のものは除きます。

- ・自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ・鉱業権、特許権、営業権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産
- ・骨董品など、時の経過により価値が減少しない資産
- ・小額償却資産
 - ①耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
 - ②取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの
 - ③ファイナンスリース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降の契約分に限りです）

★申告の対象となる償却資産の例示

資 産 の 種 類		申 告 資 産 の 例
第1種	構 築 物	橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、舗装路面、井戸、広告施設、門、塀、庭園、ビニールハウス、緑化施設その他土地に定着する土木設備または工作物・建物附属設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	化学機械、建設機械、印刷機械、工作木工機械、電気機械、クレーン、コンベア等、その他物品の製造、加工、修理に使用する機械及び装置等
第3種	船	一般船舶、ヨット、ボート、モーターボート等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、荷車、台車 大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別次に掲げる要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの (3)自動車の高さが2.8mを超えるもの (4)最高速度が毎時15kmを超えるもの ※農耕作業用自動車は、最高速度が毎時35km以上のもので長さ、幅、高さに制限はありません。
第6種	工具・器具及び備品	切削工具、測定工具、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、陳列ケース、計算機、冷蔵庫、テレビ、ルームクーラー、レジスター、自動販売機、パソコン、看板、ネオンサイン、理容及び美容機器等

〔注〕 建物附属設備の中で、家屋本来の目的とは別の用途（例えば、工場における機械の動力源である動力配線等の電気設備のように「特定の生産または業務」のために使用されるもの）を目的とするものについては償却資産として扱われますので、申告漏れのないようにご注意ください。

2. 申告の対象となる資産について

下表の資産についても、申告の対象となりますので、ご注意ください。

資 産 の 種 類	申 告 資 産 の 内 容 等
① 償却済資産	法定耐用年数を経過し減価償却を終わっていても、事業用に使用することができる状態の資産。
② 簿外資産	会社の帳簿に記録されていない資産。
③ 減価償却を行っていない資産	税務会計上、本来減価償却が可能な資産。
④ 遊休資産・未稼働資産	現在は稼働していなくても、いつでも稼働できる状態の資産。
⑤ 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車	自動車登録番号が、「0」、「00」～「09」、「000」～「099」、及び「9」、「90」～「99」、「900」～「999」までの建設車両。 ※ただし、自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車等は償却資産に該当しません。
⑥ 建設仮勘定として経理されている資産	企業会計上、建設仮勘定として経理されている資産で、その一部が1月1日までに完成し、事業用に使用されている、または使用できる状態の資産。
⑦ 資本的支出としての改良費等	改良費、修理費等のうち資本的支出として資産に計上した場合は、本体とは区分して1個の資産として申告してください。
⑧ 割賦販売で購入した資産	割賦金が完済していない場合でも、原則として買主が申告してください。
⑨ 貸付資産	他者に事業用として貸し付けている資産は、貸付人が申告してください。
⑩ 清算中の法人の所有する資産	清算中の法人で清算事務のために使用し、あるいは他の事業者に貸し付けている資産。
⑪ 装飾目的にのみ使用されている書画骨とう等	時の経過によりその価値が減少しない資産は償却資産に該当しませんが、複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されているものは対象となります。
⑫ 観賞用、興業用の牛、馬、果樹、その他の生物	法人税法施行令第13条（減価償却資産の範囲）第9号または所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹、その他の生物は償却資産に該当しませんが、器具または備品に該当する観賞用、興業用、その他これらに準ずる用に供する生物は対象となります。
⑬ 従業員の福利厚生のための資産	従業員の福利厚生施設として作られた、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の資産は、間接的とはいえ、事業用に使用するものと認められるので対象となります。

3. 特例適用資産等

(1) 課税標準の特例（地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条）

課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産については、申告書の〔備考〕欄と、明細書の〔摘要〕欄に適用条項を明記してください。なお、新たに適用される資産については、それを証明する書類を添付してください。

※特例適用資産については、別に送付する一覧表を参照してください

(2) 短縮耐用年数の承認を受けた資産（法人税法施行令第 57 条または所得税法施行令第 130 条）

短縮耐用年数の承認を受けた資産がある場合は、国税局長が承認した通知書の写しを申告書に添付してください。

(3) 増加償却資産（法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条）

増加償却の適用を受けるよう税務署長に届け出た場合は、その届出書の写しを申告書に添付してください。

[注] 課税標準の特例資産並びに非課税資産は、国の租税特別措置法上設けられている特別償却制度に該当する資産が直ちにこれらに該当するものではありませんのでご注意ください。なお、これらの資産については、法令の改正により内容が変更される場合があります。

4. 固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度の関係について

企業の事業年度の末日（決算日）が賦課期日（1 月 1 日）と異なる場合で、事業年度以降賦課期日まで資産の増減があったときは、それらの資産についても申告漏れのないようご注意ください。

5. 国税と固定資産税における取扱いの相違点

区 分	固 定 資 産 税	国 税
償却計算の基準日	賦課期日制度（毎年1月1日）	事業年度末
減価償却の方法	定率法（旧定率法）	定率法（新定率法）、 定額法等の選択制度
前年中の新規取得 資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	×	○
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×	○
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価	原則として区分評価 （一部合算評価あり）

6. 貸付資産（リース資産）と納税義務者

貸付資産（リース資産）はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている人に申告していただく場合があります。大きく分類すると、貸付資産（リース資産）の契約に応じて次のように申告していただきます。

リ ー ス 契 約 の 内 容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンスリースなど）	×（申告不要）	○（資産の所在する 市町村へ申告）
実際の売買に当たるようなリース資産	○（自己の資産として 申告必要）	×（申告不要）

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要がありますのでご注意ください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1. 評価額の算出

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して一品ごとに計算します。

ただし、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額となります。

(1) 前年中に取得した償却資産(初年度は、一律に半年償却を行います。)

評価額＝取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率 $a \times 1/2$)

(2) 前年前に取得した償却資産

評価額＝前年度の評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率 a)

【計算例】

取得価額 1,000,000 円、取得年月平成 28 年 6 月、耐用年数 4 年の資産を平成 29 年度より課税する場合(7 ページの減価残存率表参照)

平成 29 年度 = 1,000,000 円 × 0.781 = 781,000 円
" 30 年度 = 781,000 円 × 0.562 = 438,922 円
" 31 年度 = 438,922 円 × 0.562 = 246,674 円
" 32 年度 = 246,674 円 × 0.562 = 138,630 円
" 33 年度 = 138,630 円 × 0.562 = 77,910 円
" 34 年度 = 77,910 円 × 0.562 = 43,785 円 < 50,000 円(※)

※平成 34 年度で、算出額が取得価額の 5% (50,000 円) より小さくなりますので、以降の評価額は 50,000 円となります。

2. 税額の決定

固定資産税の税率は、1.4% です。

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	--------------	---	---------------------

【計算例】

課税標準額 2,686,460 円の場合
2,686,000 円(2,686,460 円) × 0.014 = 37,600 円(37,604 円)

3. 免税点

償却資産の課税標準となるべき額（全資産の合計額）が、150 万円に満たない場合は、課税されません。ただし、150 万円未満であっても申告は必要です。

4. 課税台帳の閲覧

償却資産の評価額が決定されますと償却資産課税台帳に登録し、税務課において閲覧できます。閲覧には手数料と身分証、法人の場合や本人以外が来庁された場合には委任状も必要となります。ただし、縦覧期間中であれば手数料は無料となります。

5. 納期

原則、1 期(4 月)・2 期(7 月)・3 期(12 月)・4 期(翌年 2 月)の 4 回で納めていただきます。

ただし、評価替年度は 1 期が 5 月に変更になる予定です。

《 減 価 残 存 率 表 》

耐用 年 数	減価率	減価残存率		耐用 年 数	減価率	減価残存率		耐用 年 数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得
a	a	1-a/2	1-a	a	a	1-a/2	1-a	a	a	1-a/2	1-a
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896				

償却資産とその耐用年数

(抜すい)

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数
①構築物及び建物附属設備	構築物	コンクリート路面	15	金属製へい	10	広告用のもの	金属造 20 その他 10
		アスファルト路面	10	ブロックべい	15	農業用ハウス	金属造 14 その他 8
		ビジュアルス路面	3	工場緑化施設	7		
		仮設建物	7	庭園	20		
	建物附属設備	屋外給排水設備	15	アーケード	金属製 15	可動間仕切り	簡易なもの 3 その他のもの 15
		災害報知設備、格納式避難設備	8	または日よけ設備 その他	8		
②機械及び装置		食料品製造業用設備	10	窯業、土石製品製造業用設備	9	総合工事業用設備	6
		飲料、たばこ、飼料製造業用設備	10			道路貨物運送業用設備	12
		繊維工業用設備	黒鉛化炉 3 その他の設備 7	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材、鉄粉製造業、鉄スクラップ加工処理業用設備 5	倉庫業用設備	12
		木材、木製品(家具を除く)製造業用設備	8		鍛鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材、鍛鉄管製造業用設備 9	飲食料品卸売業用設備	10
		家具、装備品製造業用設備	11		その他の設備 14	金属材料、鋳物、金属材料卸売業用設備	石油、液化石油ガス卸売業用設備 13 その他の設備 8
		パルプ、紙、紙加工品製造業用設備	12	非鉄金属製造業用設備	7	飲食料品小売業用設備	9
	印刷業、印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4	金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業、打はく、金属製ネームプレート製造業用設備 6	その他の小売業用設備	ガソリン、液化石油ガススタンド設備 8 その他の設備 17 その他のもの 8
		製本業用設備	7		その他の設備 10	技術サービス業用設備	計量証明業用設備 8 その他の設備 14
		新聞業用設備	モタイプ、写真、通信設備 3	はん用機械器具製造業用設備	12		
		その他の設備	10	生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備 9	宿泊業用設備	10
	化学工業用設備	臭素、よう素化合物製造設備	5	業務用機械器具製造業用設備	その他の設備 12	飲食店用設備	8
		塩化りん製造設備	4			洗濯業、理容業、美容業、浴場業用設備	13
		活性炭製造設備	5		光ディスク製造設備 6	その他の生活関連サービス業用設備	6
		ゼラチン、にかわ製造設備	5	電子部品デバイス、電子回路製造業用設備	プリント配線基板製造設備 6		
		半導体用フォトリソ製造設備	5		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路、半導体素子製造設備 5	娯楽業用設備	ポーリング場用設備 13 その他の設備 17 その他 8
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板、偏光板用フィルム製造設備	5		その他の設備 8	教育業、学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 5 その他の設備 17 その他 8
		その他の設備	8	電子機械器具製造業用設備	7		
		石油製品、石炭製品製造業用設備	7	情報通信機械器具製造業用設備	8		
		プラスチック製品製造業用設備	8	輸送用機械器具製造業用設備	9		
		ゴム製品製造業用設備	9	その他の製造業用設備	9	自動車整備業用設備	15
		なめし革、なめし革製品、毛皮製造業用設備	9	農業用設備	7	その他のサービス業用設備	12
③船舶	モーターボート	4	ボート、ヨット	5			
④航空機	飛行機(金属製)	10~5	飛行機(その他)	5	ヘリコプター、グライダー、その他	5	
⑤車両及び運搬具	フォークリフト(大型特殊)	4					
⑥工具器具及び備品	工具	測定工具、検査工具	5	金型	2	切削工具	2
		治具、取付工具	3				
	器具及び備品	事務机、椅子	金属製 15 その他 8	電子計算機	パーソナルコンピュータ※ 4 その他 5	広告器具	金属製 10 その他 5
		応接セット	接客業用 5 その他 8		複写機、金銭登録機、タイムレコーダー 5	金庫	手さげ金庫 5 その他 20
		陳列だな、ケース	冷凍機付 6 その他 8	10他	インターホン、放送用設備 6	理容・美容機器	5
		テレビ、ステレオ等音響機器	5		電話設備、通信機器 10	消毒殺菌用機器	4
		冷暖房用機器	6	時計	10	歯科診療用ユニット	7
		電気冷蔵庫、洗濯機、その他電気ガス機器	6	試験・測定機器	5	レントゲン	移動式・救急医療用 4 その他 6
				カメラ、映写機、望遠鏡	5		
				看板、ネオンサイン	3		
				自動販売機、両替機	5	焼却炉	5

※ 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づくものです。

※ サーバー用のものを除く。

建物附属設備における家屋と償却資産の取扱い区分

家屋の附属設備は、償却資産との判別が困難な場合がありますが、原則として下記区分表を参照のうえ申告してください。

設 備 区 分	償却資産として取扱うもの	家屋として取扱うもの
電 力 設 備	変電設備、予備電源設備、工場用動力配線、太陽光発電設備(屋根置型、据置型)等	屋内配線 太陽光発電設備(屋根材一体型)
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光機等	固定された一般照明用器具
中 央 監 視 制 御 装 置	中央監視制御装置一式(配線を含む)	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置機	配線、配管
呼 出 信 号 設 備 並 び に 拡 声 装 置	マイクロホン、拡声器、増幅器、混声器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電 気 時 計 設 備	時計本体、充電器、蓄電池、継電器、タイムレコーダー等	配線、配管
冷 暖 房 設 備	ルームクーラー、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体となった 空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給水設備等	屋内のもの
給 湯 設 備	湯沸器、局所式給湯器、局所式給湯のボイラー及び附属品等	中央式給湯設備のボイラー 及び貯湯槽
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式	屋内配管
消 火 設 備	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等	屋内に取り付けられた消火栓、 スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、ホイスト等	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシュート
サー ビ ス 設 備	厨房設備(造りつけのものは除く)、洗濯設備等	造りつけの調理台、流し台
劇 場 特 殊 設 備	移動性の舞台設備、映写設備等	造りつけのもの
銀 行 ・ 店 舗 等 の 設 備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーンカウンター等で容易に取り外しできるもの	大型金庫扉、固定された営業台
店 舗 及 び 事 業 用 造 作 設 備	事務所、店舗等の簡易間仕切り(通常ボルトじめで床に固定してあるものであっても簡単に撤去、付設のできるもの)	家屋と構造上一体性の強いもの
上 屋 ・ 車 庫 倉 庫 等	周壁が3方向未満で独立したもの 基礎のない簡易建物、テントハウス等	周壁を3方向以上備え、外界と遮断された空間を有するもの
キ ャ ノ ピ ー	家屋から独立しているもの	家屋と構造上一体となっているもの
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

(■色の部分は記入の必要はありません)

1.「住所」

個人の場合は住民登録の住所を、
法人の場合は主たる事務所等の
所在地を記入してください。

2.「氏名」

個人の場合は氏名・屋号を記入して押印、法人の場合は名称及び代表者氏名を記入し、社印及び代表者印を押印してください。

3.「個人番号又は法人番号」

個人番号又は法人番号を右づめで記入してください。

4.「事業種目」

事業種目を具体的に記載してください。

5.「事業開始年月」

個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記入してください。

「取得価額」

(イ) 前年前に取得したもの
前年 1 月 1 日現在の所有資産の
取得価額合計が印字してありま
す。申告もれ資産がある場合、印
字した資産の取得価額に修正が
ある場合は訂正してください。

(ロ) 前年中に減少したもの
前年中に減少した資産の取得価
額の合計を資産種類別に記入し
てください。

(ハ) 前年中に取得したもの
前年中に取得した資産の取得価
額の合計を資産種類別に記入し
てください。

受付印

知立市長様

年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

所有者	(フリガナ) 住所	チリュウシ ヒロミ チョウメ パンチ 知立市広見3丁目1番地	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
	(又は納税通知書送付先)	(電話) 0566-83-1111	4 事業種目(資本金等の金額)	自動車部品製造業	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
	(フリガナ) 氏名	チリュウ 株式会社 知立 代表取締役 知立 太郎	5 事業開始年月	S56年 4月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(屋号)	6 この申告に応答する者の係及び氏名	総務課 知立一郎	11 課税標準の特例	☒ 有・無
			7 税理士等の氏名	愛知 二郎	12 特別償却又は圧縮記載	有・ ☒ 無

資産の種類	取得価額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)			
1 構築物	7400000	1200000	1560000	7760000	① 知立市広見3丁目1番地	
2 機械及び装置	20600000		3800000	24400000		
3 船舶						
4 航空機					② _____	
5 車両及び運搬具	2400000	2400000	20000000	20000000		
6 工具、器具及び備品	1180000 900000	300000		880000		
7 合計	31580000 34300000	3900000	25360000	53040000	③ 貸主の名称等	

第26号様式記載要領 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。	資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)	18 備考(添付書類等)
	1 構築物				・地方税法附則第15条第33項
	2 機械及び装置				太陽光発電設備 特例適用
	3 船舶				
	4 航空機				
	5 車両運搬具				
	6 工具及び備品				
	7 合計				

受付	異動	読合せ	入力
	(無)(有)		

「所有者コード」

自社様式で申告する場合は必ず
転記してください。（この場合、
本市の申告書も必ず添付してく
ださい）

8~14.

該当する場合は○で囲んでください。
(4～5ページ参照)

15. 「資産の所在地」

市内で実際に資産のある所を記入してください。

16. 「借用資産」

借用資産の有無について該当する方を○で囲み、借用資産がある場合は貸主の住所、氏名等を記入してください。

18. 「備考」

該当する項目に○をつけてください。

1. 資産増減あり
前年の申告以降に資産の異動があった場合。
2. 増減なし
前年の申告以降、資産の異動がなかった場合。
3. 該当資産なし
申告する資産がない場合。
4. 廃業、解散等
知立市内に資産がなくなった場合は、その年月を記入。

課税標準の特例の適用条項を記入してください。(該当する場合のみ)

(■色の部分は記入の必要はありません)

※前年に申告された方は、前年 1 月 1 日現在の所有資産が印字してあります。

内容に変更がある資産については、該当箇所を**朱書き**で訂正してください。

内容に変更がない場合は、そのまま提出してください。

年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

1 頁

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者名				株式会社 知立				所有者コード													
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額 (円)	耐用年数	(ロ) 減価残存率	年度				課税標準の特例	増加事由	摘要				
					年号	年	月				(ハ) 評価額 (円)							(ロ) 課税標準額 (円)			
											十億	百万	千	円				十億	百万	千	円
1	1		コンクリート舗装	1	昭和	60	11	6500000	15							1・2 3・4					
2	1		緑化施設	1	昭和	61	3	2300000	7							1・2 3・4	廃棄				
3	2		シジアルボールバン	1	昭和	60	10	350000	10							1・2 3・4					
4	2		NC 旋盤	1	昭和	63	3	830000 1750000	10							1・2 3・4	一部売却				
5	2		フライスパン コンプレッサ	1	平成	5	7	3500000	10							1・2 3・4	名称修正				
6	2		プレス機	1	平成	10	8	2000000	10 12							1・2 3・4	旧耐用年数 12年				
7	6		エアコン	1	平成	7	4	350000	6							1・2 3・4					
8	6		応接セット	1	平成	8	5	420000	8							1・2 3・4					
9	2		太陽光発電設備	1	平成	27	8	5500000	17						有	①2 ③4	地税法 附則第15 第33項				
10	2		プレス機	1	平成	27	8	2000000	10							①2 ③4					
11	6		パソコン	1	平成	27	10	800000	4							①2 ③4					
			1. 前年中に減少した資産（行番号2参照） … 朱線（－） で消し、減少理由を記入してください。																		
			2. 前年中に一部減少した資産（行番号4参照） …訂正後の数値を 朱書き してください。																		
			3. 印字した内容に誤りがある資産（行番号5参照） …該当箇所を 朱書き で訂正してください。																		
			4. 耐用年数の改正に該当する資産（行番号6参照） …耐用年数欄には新耐用年数を記入し、摘要欄には改正前の耐用年数を記入してください。 （税制改正によらない耐用年数の修正は、耐用年数欄のみ修正してください。）																		
			5. 非課税資産または特例該当資産（行番号9参照） …摘要欄に適用条項を記入してください。（法令等の改正により条項、資産等が頻繁に変																		

この覧には、前年に申告された全ての資産について今年度の価額等を記載してありますので、申告書の作成の際に参考としてください。

通番

「資産の種類」

1. 構築物 2. 機械及び装置
3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

「資産の名称等」

名称の長いものは簡略化してください。

「取得年月」

1. 明治 2. 大正
3. 昭和 4. 平成

数字で記入してもかまいません。

「取得価額」

資産を取得するために直接支出した金額のほか、当該資産を事業用を使用するため要した費用（手数料・運送料・据付費など）も含まれます。

「耐用年数」

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により該当する年数を記入してください。

※前年以前に申告した資産について耐用年数欄には改正後の耐用年数のみ印字されていますが、評価額は改正前の耐用年数を適用して計算しています。

「增加事由」

1. 新品取得 2. 中古品取得
3. 移動による受入 4. その他
のいずれかに○印を付けてくだ
さい。

償却資産申告書の書き方が わからない場合は

下記書類及び印鑑を持参のうえ、ご相談ください。

1. 固定資産台帳
2. 個人確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(減価償却費の計算がわかる書類)、法人確定申告書の写し及び別表 16
3. その他償却資産の明細がわかる書類(契約書等)
4. マイナンバーカード(またはマイナンバーの通知カード)
5. 身分証明書

・・・詳しくは、 税務課 資産税係(償却資産担当)へ
電話 (0566)95-0148(直)
(0566)83-1111(代)内線 136

eL TAX(エルタックス)による電子申告も受付けています。詳しくはエルタックスのホームページ (<http://www.eltax.jp/>) または「エルタックス」で検索)をご覧ください。

コンビニで市税等を納付できます！

これまでの金融機関に加えて、全国のコンビニエンスストアでも納められるようになりました。

納税は口座振替で

手続きは簡単、納税に便利です。

・・・詳しくは、 税務課 徴収係へ

電話 (0566)95-0117(直)
(0566)83-1111(代)内線 131・132